

令和5年第1回さつま町農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和5年1月20日(金) 午前9時30分～11時30分

2 開催場所 さつま町役場本庁別館3階大会議室

3 出席者

(1)農業委員(9名)

1番	豊増 文夫	2番	坂元 兼一
3番	山内 美千代	4番	前野 浩司
5番	田畑 和成	6番	赤崎 敬一郎
7番	小西 義彦	8番	
9番	吉留 義晃	10番	池山 準一

(2)推進委員(25名)

11番	下市 博彰	12番	甫立 浩二	13番	野間 菊昭
14番	山崎 博文	15番	久保 齋 貴政	16番	宮崎 栄
17番	内村 正二	18番	三腰 修一	19番	竹井 好博
20番	長野 壯二	21番	濱田 誠	22番	徳留 伸一
23番	東條 好廣	24番	満園 和徳	25番	栗野 一三
26番	堀之内 睦	27番	上屋敷 守	28番	大迫 勝哉
29番	竹之内 重則	30番	山口 治幸	31番	下境田 公治
32番	楠元 伸一	33番	肝付 兼久	34番	坂元 智一
35番	小坂 和良				

(3)職員(4名)

事務局長	松山 明浩
主幹兼農地係長	小田 寿幸
農地係主査	堀口 浩二
農地中間管理事業推進員	外川内 勉

4 欠席農業委員(1名)

8番 南原 奈美子

5 会次第

(1)議案第1号	農地法第3条許可(農委)申請について	(5件)
(2)議案第2号	農地法第4条許可申請について	(1件)
(3)議案第3号	農地法第5条許可申請について	(3件)
(4)議案第4号	農用地利用集積計画について	(190件)

6 その他

事務局長 　　ただ今から令和5年第1回総会を開会いたします。
会長のあいさつをお願いします。

会長 　　　　(あいさつ)

事務局長 　　ありがとうございました。
それでは、本日の出席人員報告をいたします。
本日は、8番南原委員より欠席の申し出がありましたので、ご報告いたします。出席委員は10名中9名で定足数に達していますので、総会は成立しております。
また、推進委員25名のうち、30番山口委員から遅刻する旨の申し出がありましたので、現在24名の出席をいただいております。以上で出席人員の報告を終わります。
それでは、審議をお願いいたします。会長に議長をお願いします。

議長(会長) 　それでは、審議を開始します。
本日の議事録署名者の指名をいたします。
議事録署名者は、2番坂元兼一委員、3番山内美千代委員をお願いいたします。
なお、これまでと同じく担当農地利用最適化推進委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。発言の際は挙手し、座席番号を言い、議長の許可を得てから、起立し発言くださるようお願いいたします。
次に事務局より会務報告をお願いいたします。

事務局長 　　「会務報告の朗読及び説明」

議長 　　　　ただ今の会務報告について、何かご意見ご質問はありませんか。
(なしの声あり)
無いようですので、会務報告を終わります。

事務局 　　　それでは、議案第1号「農地法第3条許可申請について」を議題といたします。1ページ、1-1番から5番について、事務局の議案説明をお願いします。

事務局
(堀口) 　　　議案第1号「農地法第3条許可申請について」説明
1-1番
所在：虎居字■■■■番5、畑、農振農用地区域外、138㎡、所有権移転の贈与
1-2番
所在：広瀬字■■■■番、畑、農振農用地区域外、1,246㎡、所有権移転の売買
1-3番
所在：神子字■■■■番1、畑、農振農用地区域外、1,131㎡、所有権移転の売買
1-4番
所在：求名字■■■■番、畑、農振農用地区域外、527㎡、所有権移転の売買
1-5番
所在：中津川字■■■■番1、田、農振農用地区域内、1,284㎡、所有権移転の贈与

- 事務局
(堀口) 以上農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると判断し提案いたします。
- 議長 ただ今の議案説明に関連しまして、担当推進委員の方から、補足説明をお願いします。1-1番、お願いします。
- 12番委員 受人と渡人は知人であるということで、贈与という形で所有権移転をなされるということでございます。受人の■■■■さんは、現在でも平川で、出身地が平川なので、水稻の作付けを行っておられます。また、今回の畑についても、露地野菜等を作付けする計画を持っていらっしゃるということでもあります。なお、耕作機械のトラクターや草払い機なども所持しておられまして、今後も営農は続けていかれると思っております。よろしくお願いいたします。
- 議長 1-2番、お願いします。
- 14番委員 申請地は佐志の■■■■公民館の奥にある、■■■■さん宅の隣にあります。ご夫婦が農業をされるにあたって、農地を探していたんですけども、ちょうどご自宅の隣に未耕作の畑がありまして、■■■■さんの所有する畑であったことから、■■■■さんが■■■■さんと交渉されまして、最終的には購入される運びになったようです。申請地は、ここ10年ほどは耕作されていなかったということですが、現地の確認に行ったところ、藪も払われておりまして、一度、トラクターを入れて、耕運をされた状態でした。進入路、境界等、特に問題ないように思われました。よろしくお願いいたします。
- 議長 1-3番、お願いします。
- 25番委員 渡人の■■■■さんは、■■■■市に住んでおられまして、神子に来て、畑を作ることはないの、誰か買って欲しくないかということでした。11月に3条で、■■■■さんから田んぼを買われた■■■■さんに買って欲しくないかという話があり、■■■■さんが買うことになりました。■■■■さんも高齢であります、今、コロナ禍の働き方改革で、リモートワークということで、息子さんが実家で仕事ができるということで、今、帰ってきていらっしゃいます。畑を耕作したいとほりきっておられました。現地は、境界、進入路ははっきりしていて、問題はないと思われました。以上です。
- 議長 1-4番、お願いします。
- 29番委員 渡人の■■■■さんの住所は■■■■になっていますが、もともと求名に住んでおられた方でした。受人の■■■■さんですが、■■■■さんの後継ぎさんでございます。現在、この畑を、お父さんの時代からずっと作っておられて、今回、■■■■さんのほうから買っていただけないかという話があり、■■■■さんもよろこんでということで、売買が成立したとのことでした。進入路等、現在、全く問題なかったので、ご審議、よろしくお願いいたします。
- 議長 1-5番、お願いします。
- 33番委員 渡人の■■■■さんは、受人の■■■■さんのいとこの子という話を伺いました。■■■■さんも農業をされていますが、中津川まで来て、田んぼを作ることができないので、いとこの■■■■さんに相談があったようです。場所は

33 番委員

中津川の■■■■集落の、土地改良された田んぼで、4 辺とも法面に囲まれていて、進入路もコンクリートで整備されていて、何ら問題無かったことをご報告いたします。以上です。

議長

ただ今の議案説明及び補足説明に関しまして、ご意見・ご質問はありませんか。

(なしの声)

よろしいですか。無いようですので採決いたします。議案第 1 号「農地法第 3 条許可申請について」の 1-1 番から 5 番は、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成ですので、議案第 1 号「農地法第 3 条許可申請について」の 1-1 番から 5 番は、許可することに決定いたします。

次に、2 ページ、議案第 2 号「農地法第 4 条許可申請について」の 1-1 番を議題といたします。

事務局の議案説明をお願いします。

事務局
(小田)

議案第 2 号「農地法第 4 条許可申請について」の 1-1 番について説明
所在：虎居字■■■■番 4、畑、農振農用地区域外、434 m²、地種：第 2 種農地、形態：転用、用途：一般住宅用地、施設：一般住宅、施設面積：65.0 m²、申請地に一般住宅を建築したい。

申請内容を審査したところ、申請内容に不都合はなく妥当性があると判断し、提案するものであります。

議長

ただ今の議案説明に関連しまして、担当推進委員の方から、補足説明をお願いします。

11 番委員

1-1 番の現地調査の結果について説明いたします。申請人は、もともと■■■■公民会の出身でございまして、仕事も退職されて、今回、住宅を建設して帰省したいという考えのようであります。現地については、国土調査の成果に基づいて、現地の面積をちゃんと復元してありまして、境界もしっかりしているように感じました。申請地の面積もよく把握できております。また、隣地には、申請人の姉妹の宅地もあり、特に留意するようなことは無いように思われました。よろしく願いいたします。

議長

次に、農地法に基づく農地転用申請に対する意見書兼審査表案について、事務局の説明をお願いします。

事務局
(小田)

農地転用申請に対する農業委員会の意見書兼審査表（案）説明
総合意見としまして、許可相当。なお、申請地内に贈与税及び相続税の納税猶予の適用を受けている農地はありません。

議長

ただ今の議案説明及び補足説明等について、ご意見・ご質問はありませんか。

(なしの声あり)

よろしいですか。それでは採決いたします。議案第 2 号「農地法第 4 条許可申請について」の 1-1 番について、許可することに賛成の方は挙手を願います。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、議案第2号「農地法第4条許可申請について」の1-1番は許可することに決定いたしました。

次に、3ページ、議案第3号「農地法第5条許可申請について」の1-1番を議題といたします。

事務局の議案説明をお願いします。

事務局
(小田)

議案第3号「農地法第5条許可申請について」の1-1番について説明
所在：宮之城屋地字■■■■番13、畑、農振農用地区域外、311㎡、地種：第3種農地、形態：転用、用途：一般住宅用地、施設：一般住宅、施設面積：103.51㎡、申請地を譲り受け一般住宅を建築したい。

申請内容を審査したところ、申請内容に不都合はなく妥当性があると判断し、提案するものであります。

議長

ただ今の議案説明に関連しまして、担当推進委員の方から、補足説明をお願いします。

11番委員

申請地は■■■■に隣接しておりまして、境界、進入路、排水、何ら問題はありませんでした。ただし、この申請地のところが3筆に分かれておりまして、ちょうど真ん中のところが住宅を建てたいという申請地になります。その奥の残った畑に進入路がなくなってしまうということで、本人に確認をしましたところ、承諾されておりました。やむを得ないときは、道板を使って、町道からトラクターを入れるという考えで、あまり高低差がないので、楽に入れるのではないかと考えています。以上でございます。よろしくお願ひいたします。

議長

次に、農地法に基づく農地転用申請に対する意見書兼審査表案について、事務局の説明をお願いします。

事務局
(小田)

農地転用申請に対する農業委員会の意見書兼審査表(案)説明
総合意見としまして、許可相当。なお、申請地内に贈与税及び相続税の納税猶予の適用を受けている農地はありません。

議長

ただ今の議案説明及び補足説明等について、ご意見・ご質問はありませんか。

(なしの声あり)

よろしいですか。それでは採決いたします。議案第3号「農地法第5条許可申請について」の1-1番について、許可することに賛成の方は挙手を願ひします。

(全員挙手)

全員賛成ですので、議案第3号「農地法第5条許可申請について」の1-1番は許可することに決定いたしました。

次に、3ページ、議案第3号「農地法第5条許可申請について」の1-2番を議題といたします。

事務局の議案説明をお願いします。

事務局
(小田)

議案第3号「農地法第5条許可申請について」の1-2番について説明
所在：宮之城屋地字■■■■番1、畑、農振農用地区域外、1,475㎡、地種：第2種農地、形態：転用、用途：建売住宅用地、施設：建売住宅3棟、施

- 事務局
(小田) 設面積：330.24 m²、申請地を譲り受け建売住宅を建築したい。
申請内容を審査したところ、申請内容に不都合はなく妥当性があると判断し、提案するものであります。
- 議長 ただ今の議案説明に関連しまして、担当推進委員の方から、補足説明をお願いします。
- 11 番委員 境界、排水、進入路等は、何も問題はございませんでした。ただし、この隣に畑がありまして、確認をしましたところ、今までこの申請地を通して利用することは無かったということで、幅 2 メートル弱くらいの狭い道路がございまして、管理機等は通るくらいのもので、トラクターはどうかかなということで、その畑の面積も機械を入れるほどの広さではございませんので、本人に確認しましたら、何も支障はないということでございました。よろしく願いいたします。
- 議長 次に、農地法に基づく農地転用申請に対する意見書兼審査表案について、事務局の説明をお願いします。
- 事務局
(小田) 農地転用申請に対する農業委員会の意見書兼審査表（案）説明
総合意見としまして、許可相当。なお、申請地内に贈与税及び相続税の納税猶予の適用を受けている農地はありません。
- 議長 ただ今の議案説明及び補足説明等について、ご意見・ご質問はありますか。
(なしの声あり)
よろしいですか。それでは採決いたします。議案第 3 号「農地法第 5 条許可申請について」の 1-2 番について、許可することに賛成の方は挙手を願います。
(全員挙手)
全員賛成ですので、議案第 3 号「農地法第 5 条許可申請について」の 1-2 番は許可することに決定いたしました。
- 次に、議案第 3 号「農地法第 5 条許可申請について」の 3 ページ、1-3 番を議題といたします。
事務局の議案説明をお願いします。
- 事務局
(小田) 議案第 3 号「農地法第 5 条許可申請について」の 1-3 番について説明
所在：湯田字■■■■番 10、畑、農振農用地区域外、472 m²、地種：第 3 種農地、所在：湯田字■■■■番 5、畑、農振農用地区域外、1,538 m²、地種：第 2 種農地、形態：転用、用途：山林用地、施設：山林、申請地を譲り受けクヌギ 330 本を植え、山林にしたい。
申請内容を審査したところ、申請内容に不都合はなく妥当性があると判断し、提案するものであります。
- 議長 ただ今の議案説明に関連しまして、担当推進委員の方から、補足説明をお願いします。
- 13 番委員 別紙の 50 ページ、51 ページを見て頂きたいですが。50 ページの 472 m²の申請地は、国道 267 号をだいわのところから入った、宅地の多いところになります。それと、もう 1 筆のほうは、それから、更に南に行ったとこ

13 番委員

ろの■■■さんの家の隣なんですけれども。■■■さんは高齢であり、現在施設に入っておられます。息子さんもおられるんですけども、一緒に住んでいなくて、他所におられるということで、■■■さんは親戚になるということでありました。書類審査の時にも話が出たんですけども、前はクヌギは転作で認められていたんですけども、もう転作では認められなくて、山林という形になっています。■■■さんは、クヌギをシイタケ栽培に使いたいということでありまして、クヌギというのは落葉樹で、非常に落ち葉が多くて、どうかなという話もしていたんですけども、本人もそこは気にしておられて、最初の予定では2メートルおきに植えるということだったんですけども、それでもかなり落ち葉が舞うということで、周辺から4メートル離して植えるということで、先ほどから話がありますように、本数が減らしてある。それと同時に、周りにネットを張ります。落ち葉対策として。そして、なおかつ、上に伸びないように、ある程度の高さになったら芯を止めて、横に太らすという栽培をしたいという話でありました。50ページのほうは進入路があっというんですけども、51ページのほうは進入路がありません。ですから、■■■さんの家を通して入っていくという形になります。この辺は飼料畑がありますので、両方の農地に隣接する地権者の方には、その旨の了解を得てくださいということで、事務局で調べていただいて、話をされているということでありました。畑としてもいい所であるんですけども、もうできないということで、■■■さんが、■■■市ではありますけれども、そういうふうに使いたいということでありました。野菜とか畜産とか、そういう使い方ができればいいんですけども、面積が狭かったり、進入路が無かったりということで、しょうがないのかなと感じました。以上です。

議長

次に、農地法に基づく農地転用申請に対する意見書兼審査表案について、事務局の説明をお願いします。

事務局
(小田)

農地転用申請に対する農業委員会の意見書兼審査表(案)説明
総合意見としまして、許可相当。なお、申請地内に贈与税及び相続税の納税猶予の適用を受けている農地はありません。

議長

ただ今の議案説明及び補足説明等について、ご意見・ご質問はありませんか。

先ほど、推進委員から説明がありました。その後、事務局に隣接の方から連絡が来ていれば説明をお願いします。

事務局
(小田)

先ほど、野間推進委員から説明があったんですけども、隣接農地の所有者等にクヌギを植えますよという説明をしてくださいということで、お話をしましたところ、先週の金曜日に、こちらに来られて所有者を確認されまして、隣接の方々に説明をしましたという報告を事務局にいただいているところです。

議長

今、事務局から話がありましたように、連絡があったということですので、そこらをご承知願いたいと思います。ご意見・ご質問等はありませんか。

1 番委員

今、説明がありましたように、隣接の方々に話をしましたということだったんですけども、それで、隣接の方々は了承されたと受け取っていいんですね。

事務局
(小田) ■さんと■さんの息子さんが一緒に回って説明されて、了承を得ましたということでした。

1 番委員
はい、分かりました。

議長
他にありませんか。
(なしの声あり)
よろしいですか。それでは採決いたします。議案第 3 号「農地法第 5 条許可申請について」の 1-3 番について、許可することに賛成の方は挙手を願います。
(全員挙手)
全員賛成ですので、議案第 3 号「農地法第 5 条許可申請について」の 1-3 番は許可することに決定いたしました。

次に、4 ページ、議案第 4 号「農用地利用集積計画について」の農用地利用集積計画書、集積計画総括表（所有権の移転）について事務局の説明をお願いします。

事務局
(堀口) 議案第 4 号「農用地利用集積計画について」の 4 ページ農用地利用集積計画書、5 ページ集積計画総括表（所有権の移転）について説明

議長
それでは、6 ページから 7 ページ、議案第 4 号「農用地利用集積計画について」の所有権移転の 1-1 番から 6 番を議題といたします。
事務局の議案説明をお願いします。

事務局
(堀口) 議案第 4 号「農用地利用集積計画について」の 6 ページから 7 ページ、1-1 番から 6 番について朗読及び説明

議長
ただ今の議案説明について、ご意見・ご質問はありませんか。
(なしの声あり)
無いようですので、それでは採決いたします。議案第 4 号「農用地利用集積計画について」の所有権移転の 1-1 番から 6 番については、妥当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。
(全員挙手)
全員賛成ですので、議案第 4 号「農用地利用集積計画について」の所有権移転の 1-1 番から 6 番については、妥当とすることに決定いたします。

次に、8 ページ、議案第 4 号「農用地利用集積計画について」の貸借権設定の農用地利用集積計画書、農用地利用集積計画総括表（中間管理権及び利用権の設定）について事務局の説明をお願いします。

事務局
(堀口) 議案第 4 号「農用地利用集積計画について」の 8 ページ、農用地利用集積計画総括表（中間管理権及び利用権の設定）について朗読及び説明

議長
それでは、議案第 4 号「農用地利用集積計画について」の貸借権設定を議題といたします。
本日、出席されています農業委員、推進委員に関わる議事参与制限の案件が 19 件ありますので、その案件を先に審議いたします。
13 ページ、1-22 番を議題といたします。
■委員の退室をお願いします。(■委員退室)

議長 事務局の議案説明をお願いします。

事務局
(堀口) 議案第4号「農用地利用集積計画について」の貸借権設定の13ページ、1-22番について朗読及び説明

議長 ただ今の議案説明について、ご意見・ご質問はありませんか。
(なしの声あり)
よろしいですか、それでは採決いたします。議案第4号「農用地利用集積計画について」の貸借権設定の1-22番について、妥当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。
(全員挙手)
全員賛成ですので、議案第4号「農用地利用集積計画について」の貸借権設定の1-22番については、妥当とすることに決定いたします。
■■■■委員の入室をお願いします。(■■■■委員入室)

次に、14ページから15ページ、1-30番から34番を議題といたします。
■■■■委員の退室をお願いします。(■■■■委員退室)
事務局の議案説明をお願いします。

事務局
(堀口) 議案第4号「農用地利用集積計画について」の貸借権設定の14ページから15ページ、1-30番から34番について朗読及び説明

議長 ただ今の議案説明について、ご意見・ご質問はありませんか。
(なしの声あり)
よろしいですか、それでは採決いたします。議案第3号「農用地利用集積計画について」の貸借権設定の1-30番から34番については、妥当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。
(全員挙手)
全員賛成ですので、議案第4号「農用地利用集積計画について」の貸借権設定の1-30番から34番については、妥当とすることに決定いたします。
■■■■委員の入室をお願いします。(■■■■委員入室)

次に、22ページ、1-64番を議題といたします。
■■■■委員の退室をお願いします。(■■■■委員退室)
事務局の議案説明をお願いします。

事務局
(堀口) 議案第4号「農用地利用集積計画について」の貸借権設定の22ページ、1-64番について朗読及び説明

議長 ただ今の議案説明について、ご意見・ご質問はありませんか。
(なしの声あり)
よろしいですか、それでは採決いたします。議案第4号「農用地利用集積計画について」の貸借権設定の1-64番については、妥当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。
(全員挙手)
全員賛成ですので、議案第4号「農用地利用集積計画について」の貸借権設定の1-64番については、妥当とすることに決定いたします。
■■■■委員の入室をお願いします。(■■■■委員入室)

次に、23ページ、1-66番を議題といたします。

議長 〇〇〇委員の退室をお願いします。{ 〇〇〇委員退室}
事務局の議案説明をお願いします。

事務局 (堀口) 議案第4号「農用地利用集積計画について」の貸借権設定の23ページ、1-66番について朗読及び説明

議長 ただ今の議案説明について、ご意見・ご質問はありませんか。
(なしの声あり)
よろしいですか、それでは採決いたします。議案第4号「農用地利用集積計画について」の貸借権設定の1-66番については、妥当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。
(全員挙手)
全員賛成ですので、議案第4号「農用地利用集積計画について」の貸借権設定の1-66番については、妥当とすることに決定いたします。
〇〇〇委員の入室をお願いします。{ 〇〇〇委員入室}

次に、25ページ、1-75番を議題といたします。
〇〇〇委員の退室をお願いします。{ 〇〇〇委員退室}
事務局の議案説明をお願いします。

事務局 (堀口) 議案第4号「農用地利用集積計画について」の貸借権設定の25ページ、1-75番について朗読及び説明

議長 ただ今の議案説明について、ご意見・ご質問はありませんか。
(なしの声あり)
よろしいですか、それでは採決いたします。議案第4号「農用地利用集積計画について」の貸借権設定の1-75番については、妥当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。
(全員挙手)
全員賛成ですので、議案第4号「農用地利用集積計画について」の貸借権設定の1-75番については、妥当とすることに決定いたします。
〇〇〇委員の入室をお願いします。{ 〇〇〇委員入室}

次に、38ページから39ページ、1-143番から149番を議題といたします。
〇〇〇委員の退室をお願いします。{ 〇〇〇委員退室}
事務局の議案説明をお願いします。

事務局 (堀口) 議案第4号「農用地利用集積計画について」の貸借権設定の38ページから39ページ、1-143番から149番について朗読及び説明

議長 ただ今の議案説明について、ご意見・ご質問はありませんか。
(なしの声あり)
よろしいですか、それでは採決いたします。議案第4号「農用地利用集積計画について」の貸借権設定の1-143番から149番については、妥当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。
(全員挙手)
全員賛成ですので、議案第4号「農用地利用集積計画について」の貸借権設定の1-143番から149番については、妥当とすることに決定いたします。
〇〇〇委員の入室をお願いします。{ 〇〇〇委員入室}

議長 次に、44 ページから 45 ページ、1-173 番から 175 番を議題といたします。
[]委員の退室をお願いします。{ []委員退室}
事務局の議案説明をお願いします。

事務局 (堀口) 議案第 4 号「農用地利用集積計画について」の貸借権設定の 44 ページから 45 ページ、1-173 番から 175 番について朗読及び説明

議長 ただ今の議案説明について、ご意見・ご質問はありませんか。
(なしの声あり)
よろしいですか、それでは採決いたします。議案第 4 号「農用地利用集積計画について」の貸借権設定の 1-173 番から 175 番については、妥当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。
(全員挙手)
全員賛成ですので、議案第 4 号「農用地利用集積計画について」の貸借権設定の 1-173 番から 175 番については、妥当とすることに決定いたします。
[]委員の入室をお願いします。{ []委員入室}

次に、議案第 4 号「農用地利用集積計画について」の貸借権設定の 9 ページから 47 ページの農業委員、推進委員に関わる案件以外の案件を議題といたします。
事務局の議案の説明をお願いします。

事務局 (堀口) 議案第 4 号「農用地利用集積計画について」の貸借権設定の 9 ページから 47 ページの農業委員、推進委員に関わる案件以外の案件について朗読及び説明

議長 ただ今の議案説明について、ご意見・ご質問はありませんか。
(なしの声あり)
よろしいですか、それでは採決いたします。議案第 4 号「農用地利用集積計画について」の貸借権設定の農業委員、推進委員に関わる案件以外の案件については、妥当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。
(全員挙手)
全員賛成ですので、議案第 4 号「農用地利用集積計画について」の貸借権設定の農業委員、推進委員に関わる案件以外の案件については、妥当とすることに決定いたします。

次に、「議案」(5) その他ですが、委員の皆様より「議案」はありませんか。
(なしの声)

事務局より、何かありますか。
(ありません)
無いようでありますので、以上を持ちまして、議事を終了いたします。

次に、会次第 6 の「その他」で、委員の方から何かありませんか。
(なしの声)
無いようでしたら、事務局より事務連絡はありませんか。

事務局等 (事務局より協議・連絡事項あり)

事務局等

- ・ 今月の農地中間管理事業に係る準備作業について
- ・ 活動記録の徹底について
- ・ 農家アンケート（農家台帳の提供）について
- ・ 2/7 北さつま農協理事と農業委員との意見交換会について（日程、農業委員のみ、推進委員は農業委員へ意見等を事前に伝えておく。）
- ・ 稲作農家支援事業申請（農政課農業政策係）について
- ・ 農政座談会で出された意見（畦畔率の適用）について
- ・ 非農地とする判断できる農地の状態について
- ・ 農地転用許可後の工事進捗状況の把握について

議長

ただ今の事務局からの説明について、何かございませんか。
無いようですので、以上をもちまして令和5年第1回総会の全てを終了いたします。ご協力、ありがとうございました。

事務局長

全員ご起立ください。以上で、総会を閉会します。一同礼

以上、会議の顛末を記載し、相違のないことを署名する。

会 長

委 員

委 員